

のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業（里親制度）

【活動マニュアル】

①活動内容

- ・日の出前、日没後、霧や雨で視界の悪い時以外の天気の良い日に活動してください。
- ・道路を活動区域とする場合、歩道部での活動とし、車道部での活動は控えてください。
- ・街路樹や公園樹の高木の剪定は、高所作業が伴い危険ですので行わないでください。

②清掃活動により収集したゴミの処理について

- ・燃やせるゴミ、燃やせないゴミは指定された袋（黄色・青）に入れて、指定された収集日に収集場所（里親の所属する町内会のゴミステーション）に出してください。
- ・除草した草は土（根の部分）をはらって、できるだけ乾燥させて燃やせるゴミ（黄色）として指定された収集日に出してください。
- ・犬等のペットの糞は、一度袋（一般のビニール袋）に入れ、再度指定された袋（黄色）に入れて指定された収集日に出してください。
- ・ゴミ袋は、出来るだけいっぱいになってから出して下さい。
- ・管理区域内に回収できない廃棄物（次のもの）については、市の担当まで連絡ください。
 - ・ 犬、猫等の動物の屍体
 - ・ 放置自転車・自動車などの大型廃棄物
 - ・ その他処理できない廃棄物

③情報提供について

- ・管理区域に次のような事項がありましたら、市の担当まで連絡ください。
 - ・ 道路や公園・広場、河川の施設の破損など
(例～道路の陥没、遊具の破損、フェンスの破損、樹木の損傷)

④活動の報告について

- ・活動の年度末（3月）までに年間の活動報告書を提出してください。

⑤保険の適用について

- ・市では、里親の皆さんが活動中にケガをされた場合や、活動中に第三者に及ぼした損害賠償を負った場合は、「市民総合賠償補償保険」を適用しますので、万一事故等が発生しましたら、直ちに市の担当までご連絡ください。

市の担当 都市整備部土木・公園グループ
電話 57-1077（直通）